

甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業に関する
事業仕様書（案）

令和7年（2025年）12月

（令和8年（2026年）4月改訂）

甲賀市

目次

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 本書の位置付け..... | 1 |
| 2 | 地域情報基盤（施設等）の民間移行後の運用方針..... | 1 |
| | (1) あいコムこうかの経営..... | 1 |
| | (2) 地域情報基盤施設の管理運営..... | 1 |
| | (3) 譲渡日..... | 1 |
| 3 | 利用者に対するサービスの提供..... | 2 |
| | (1) サービス提供エリア..... | 2 |
| | (2) 事業継続期間..... | 2 |
| | (3) 通信速度..... | 2 |
| | (4) サービスの種類・内容・水準・料金..... | 2 |
| | (5) 利用者の問合せ窓口・対応..... | 3 |
| 4 | 地域情報基盤施設の維持管理等..... | 3 |
| | (1) 地域情報基盤施設の維持管理及び更新..... | 3 |
| | (2) 設備及び施設更新計画の管理及び更新..... | 4 |
| | (3) 有事の対応..... | 4 |
| 5 | 本市施策への協力..... | 5 |
| | (1) 情報発信..... | 5 |
| | (2) 地域連携..... | 5 |
| 6 | あいコムこうかの処遇..... | 5 |
| | (1) 従業員又は役員の処遇..... | 5 |
| | (2) 組織の変更..... | 6 |
| 7 | 移行作業..... | 6 |
| | (1) 移行準備..... | 6 |
| 8 | 本市の経済的利益及び負担..... | 6 |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| (1) | あいコムこうか株式の譲渡価格 | 6 |
| (2) | 個別契約 | 6 |
| (3) | 譲渡対象資産の取り扱い | 7 |
| 9 | 事業継続性の担保 | 8 |
| (1) | 事業実施方針 | 8 |
| (2) | 事業推進体制 | 8 |
| (3) | あいコムこうかの将来収支シミュレーション | 8 |
| 10 | モニタリング | 9 |

1 本書の位置付け

甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業に関する事業仕様書（案）（以下「本書」という。）は、甲賀市（以下「本市」という。）が甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、必要な仕様と提案事項を示したものである。また、本書は甲賀市地域情報基盤（施設等）の民間移行に関する基本方針（以下「基本方針」という。）及び甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業に関する公募実施要領（以下「要領」という。）と一体のものとする。

なお、本書において使用する用語の定義は、別段の定めがない限り、要領に定めるところによる。

2 地域情報基盤（施設等）の民間移行後の運用方針

(1) 株式会社あいコムこうかの経営

本市から株式会社あいコムこうか（以下「あいコムこうか」という。）の株式を譲り受けて筆頭株主となる民間電気通信事業者は、あいコムこうかを通じて地域情報基盤施設を管理運営する。そのため、民間電気通信事業者は筆頭株主としての裁量、費用及び責任の下、自ら及びあいコムこうかを通じて、本書及び自ら提案した事項を遵守し、地域情報基盤施設の管理運営を行うものとする。

(2) 地域情報基盤施設の管理運営

本市からあいコムこうかに譲渡する設備及び施設（以下「譲渡対象資産」という。）は、あいコムこうかの資産とし、譲渡対象資産を活用したケーブルテレビサービス、インターネットサービス及びIP電話サービス（以下「各種サービス」という。）の提供、災害対策・復旧を含む維持管理及び機器更新その他これらに関連した必要な業務を実施するとともに、譲渡後に発生する費用は、民間電気通信事業者自ら及びあいコムこうかを通じて負担するものとする。

なお、譲渡対象資産の範囲は、開示資料06-01-02「甲賀市の固定資産台帳」を参照すること。

(3) 譲渡日

譲渡対象資産及びあいコムこうか株式を譲渡する日は、令和9年4月1日（以下「譲渡日」という。）とする。

3 利用者に対するサービスの提供

(1) サービス提供エリア

サービス提供エリアとして、本市の全域（下表の町名を含む住所地をいう。）で各種サービスを提供すること。

| サービス提供エリアに含まれる町名 |
|---------------------|
| 水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町 |

(2) 事業継続期間

(1)のサービス提供エリアにおいて、各種サービスを将来に渡って提供すること。

なお、(1)のサービス提供エリアにおいて、各種サービスの全部又は一部の提供を断念せざるを得なくなった場合には、基本方針に基づき、本市に速やかに報告し協議をするものとし、本市が承諾した場合に限り、実行することができる。

(3) 通信速度

インターネットサービスにおける通信速度は、現在、あいコムこうかが提供しているベストエフォート1Gbpsを少なくとも譲渡日から3年間は維持すること。

譲渡日の4年目からは、インターネットサービスにおける通信速度はベストエフォート10Gbpsとすること。なお、譲渡日から3年以内であっても通信速度のベストエフォート10Gbps化は実施することができる。

(4) サービスの種類・内容・水準・料金

① 各種サービスの提供水準・料金の維持

少なくとも譲渡日から3年間は、あいコムこうかが提供している各種サービスの現行内容を現行料金で提供すること（物価高騰やその他の社会経済的要因による現行料金の変更は除く）。なお、各種サービスの現行内容及び現行料金（以下「現行プラン」という。）は、開示資料03-01-01「提供するサービスの内容（料金プラン、提供内容等）がわかる資料」を参照すること。

各種サービスの現行プランに加えて、現行プランよりも優れた新規内容及び新規料金（以下「新プラン」という。）を提案することができる（様式第12号の3）。また、提案した新プランについては少なくとも譲渡日から1年以内に提供し、実施日から3年間は継続すること。なお、提案にあたっては、現行プランとの比較で、新プランがどのように優れているのか説明すること。

② 新規サービスの提供

各種サービス及び音声放送を除く新規サービスを提案することができる（様式第12号の4）。また、新規サービスについては、少なくとも新規サービス提供開始日から3年間は提供すること。

③ 音声放送の提供の継続

譲渡日から最長3年間で本市は音声放送端末機を使用した事業を廃止予定のため、廃止までの間は8(2)③に示す業務委託により、音声放送端末機の維持管理を行うこと。具体的な放送内容は、要領の1(3)①キ(イ)を参照すること。

(5) 利用者の問合せ窓口・対応

少なくとも譲渡日から3年間は、あいコムこうかが提供している現在の利用者の問合せ窓口・対応を維持すること。

現在の利用者の問合せ窓口は、電話（受付時間：土曜日・日曜日・祝日を含む24時間）、あいコムこうかホームページ上の問い合わせフォーム（受付時間：土曜日・日曜日・祝日を含む24時間）、本社窓口（受付時間：平日午前9時から午後5時）の3つが存在する。

現在の利用者の問合せ対応は、平日午前9時から午後5時を基本とする。ただし、利用者の希望により、土曜日・日曜日・祝日の午前9時から午後5時に対応する場合がある。

民間電気通信事業者のノウハウを活かして、現在の利用者の問合せ窓口・対応よりも優れた利用者の問合せ窓口・対応を提案することができる（様式第12号の5）。また、新たな提案内容については、譲渡日から1年以内に実施し、実施日から3年間は継続すること。なお、提案にあたっては、現在の利用者の問合せ窓口・対応との比較で、提案内容がどのように優れているのか説明すること。

4 地域情報基盤施設の維持管理等

(1) 地域情報基盤施設の維持管理及び更新

① 地域情報基盤施設の維持管理及び更新

譲渡対象資産の維持管理を行うとともに、譲渡対象資産の更新を行うこと。具体的には、伝送路（幹線・支線・引込線）の管理・定期巡回、ヘッドエンド等のセンター設備の管理・更新、添架（共架）管理・支障移転業務、自営柱の管理等が挙げられる。更新については、開示資料06-03-06「設備更新計画」及び開示資料06-03-01「設備のスペックに関する資料」を基に実施する。

また、譲渡対象資産の維持管理及び更新を行うためのあいコムこうかの現在の組織体制を維持すること。具体的な組織体制は、開示資料01-01-04「人員配置表」を参照すること。

民間電気通信事業者のノウハウを活かして、新たな維持管理及び更新の手法又は体制を提案することができる（様式第12号の9）。なお、提案にあたっては、現在の維持管理及び更新の手法又は体制との比較で、提案内容がどのように優れているのか説明すること。

② 宅内引込工事

幹線から宅内への引き込み工事の費用負担は、民間電気通信事業者が筆頭株主となるあいコムこうかが判断し決定すること。なお、音声放送端末機の設置を伴う工事については、令和9年3月31日申込受付分まで、工事費用は本市が負担する。

③ 道路占用許可等の申請等

道路占用若しくは河川占用又は借地、添架若しくは共架等の地域情報基盤施設の維持管理に必要な許可又は契約（以下「道路占用許可等」という。）に係る申請等の必要な手続きを行うこと。

なお、道路占用許可等に係る申請等が必要な一覧は、開示資料06-04-01「設備設置に係る使用・占用に関する資料」を参照すること。

(2) リプレイス計画の管理及び更新

将来に渡って譲渡対象資産を適切に維持管理するために、設備及び施設更新計画を管理及び更新を行うこと。

なお、設備及び施設更新計画の詳細は、開示資料02-01-08「(株)あいコムこうかの将来収支シミュレーション（将来の設備更新計画を含む）」を参照すること。

(3) 有事の対応

大規模災害等の有事の発生に対応するあいコムこうかの現在の組織体制を維持すること。有事に対応する現在の組織体制の具体的な内容は、開示資料06-02-02「情報基盤の運用に係る、危機管理対応方針がわかる資料」を参照すること。

また、平常時及び有事における本市との連携について、甲賀市地域防災計画上のあいコムこうかの役割に留意し、市民の生命財産を保護するとともに安全・安心を確保する観点から、平常時から本市及び警察・消防・医療機関等の関係機関と密接に連携・協力を図るとともに、有事の際には市民の生命財産を保護する取組みに積極的に協力すること。また、有事に備え、平時から譲渡対象資産を活用した情報提供や譲渡対象資産の適切な維持管理を通じて、市民の安全・安心の確保に努めること。

民間電気通信事業者のノウハウを活かして、有事の際の対応方法又は体制を提案することができる（様式第12号の6）。この提案事項における有事とは、地震及び風水害並びに通信障害、サブセンター等重要施設への攻撃及びサイバー攻撃を言う。なお、提案にあたっては、地震及び風水害への対応方法又は体制については、現在の対応方法又は体制との比較で、提案内容がどのように優れているのか説明し、通信障害、サブセンター等重要施設への攻撃及びサイバー攻撃への対応方法又は体制については、新規に提案すること。

5 本市施策への協力

(1) 情報発信

自主放送番組及び行政情報番組等で構成される「チャンネルこうか」は、譲渡日から少なくとも3年間は企画制作及び放送を実施すること。具体的な自主放送番組の企画制作及び放送内容は、まちの話題や行事、生活情報等、暮らしに役立つ情報が挙げられる。また、行政情報番組の企画制作及び放送内容については、8(2)⑤を参照すること。

「チャンネルこうか」のうち自主放送番組について、番組数の増加、番組コンテンツの充実化及び他サービスとの連携等により市民向けの情報発信の強化を提案することができる（様式第12号の7）。また、その提案内容は、少なくとも提案内容の実施日から3年間は実施すること。

(2) 地域連携

譲渡対象資産を活用して、地域振興及び地域課題の解決に資する取組みを提案すること（様式第12号の8）。また、提案内容は、少なくとも提案内容の実施日から3年間は実施すること。ただし、その提案内容については、本市として予算措置を含め、実施を確約するものではない。

なお、本事項の提案は任意ではないため、必ず提案すること。

6 あいコムこうかの処遇

(1) 従業員又は役員の処遇

あいコムこうか株式の譲渡日以降の従業員の雇用を就業規則に基づき保証し、また、雇用条件の維持・向上を努めるものとする。ただし、あいコムこうか株式の譲渡日以降に定めのない事項に関して就業規則等に定めを置くこと及び法令等の定めに従って変更をすることを妨げない。現在の就業規則は、開示資料04-01-01「人事関連規程一式（就業規則、給与規程、退職金規程等）」を参照すること。

なお、あいコムこうかの役員を選解任は、筆頭株主としての株式保有割合に基づく会社法上の権限により民間電気通信事業者が判断するものとする。

(2) 組織の変更

① 法人名の変更

あいコムこうかの法人名は、譲渡日から少なくとも3年間に変更することができない。

② 組織再編

あいコムこうかの組織再編は、事業仕様及び提案事項の履行に支障のない範囲内で行うことができる。

7 移行作業

(1) 移行準備

譲渡日から譲渡対象資産の管理運営を円滑に行うために、必要な準備行為を行うこと。準備行為に要する費用は民間電気通信事業者の負担とする。また、譲渡対象資産については、譲渡後でなければ、その内容を変更することはできない。

なお、準備行為等の一環として、必要に応じて提供サービスの内容について住民向け説明会等を開催すること。

8 本市の経済的利益及び負担

(1) あいコムこうか株式の譲渡価格

あいコムこうか株式の買取価格を提案すること（様式第12号の11）。

最低譲渡価格は180株の総額で9,000,000円（1株当たり50,000円）とし、これ以上の買取価格を提案すること。

なお、本事項の提案は任意ではないため、必ず提案すること。

(2) 個別契約

① 甲賀市による地域情報基盤施設の利用契約

本市が行政利用分として譲渡対象資産を利用するにあたり、必要な各種サービスを提供すること。

② 屋外拡声器、危険個所監視カメラの維持管理業務委託契約

屋外拡声器及び危険個所監視カメラの維持管理を行うこと。

③ 地域情報サービス運營業務委託契約

地域情報サービスとして、令和9年4月1日付け改正後の甲賀市地域情報基盤施設管理規則に従って音声放送端末機の管理及び地域情報の放送事業の運営を行うこと。

また、譲渡日から最長3年間で音声放送端末機を廃止予定のため、当該音声放送端末機の撤去については、本市との協議により実施するものとする（STBの撤去も同時に実施する）。なお、音声放送端末機の撤去に係る費用は本市が負担し、STBの撤去に関する費用は別途協議とする。

④ 議会放送業務委託契約

甲賀市議会の本会議及び委員会の開催中に、生中継するための放送時間を確保し、ケーブルテレビ等のチャンネルを放送のため占用させること。

⑤ 市政広報テレビ番組制作・放送業務委託契約

甲賀市秘書広報課が作成した原稿を基に行政放送番組を制作し、「チャンネルこうか」の1コーナーとして「きらめきこうか」の放送を行うこと。

⑥ 業務委託契約の共通事項

上記①から⑤までの各種契約の締結にあたり、各年度の業務委託契約の効力は、年度ごとに本市の契約手続きが適法に完了し、かつ、契約締結についてあいコムこうかの承認があった場合にのみ生ずるものとする。

契約金額及び業務仕様は、本市と民間電気通信事業者が筆頭株主となるあいコムこうかの毎年の協議により決定するものとし、契約費用は本市が負担する。

なお、各契約の業務仕様及び契約条件の詳細は、「個別契約書（案）」を参照すること。

(3) 譲渡対象資産の取り扱い

① 不要品の取り扱い

譲渡対象資産の中に不要品が含まれる場合でも、本市は当該不要品の引き取りは行わず、また、あいコムこうか株式譲渡価格及び地域情報基盤施設譲渡価格の調整も行わない。

② 契約不適合責任の取り扱い

譲渡対象資産に契約不適合が発見された場合、あいコムこうかは速やかに本市に

通知するものとする。

本市は、譲渡日から1年を経過するまでに上記通知を受けた時は、契約不適合の修補又は当該契約不適合によりあいコムこうかに生じた損害について補償するものとする。

なお、契約不適合責任の詳細は、「地域情報基盤施設譲渡仮契約書（案）」を参照すること。

9 事業継続性の担保

(1) 事業実施方針

本事業全般の実施方針について提案すること（様式第12号の1）。

なお、本事項の提案は任意ではないため、必ず提案すること。

(2) 事業推進体制

事業仕様及び提案内容を実施するために必要な事業推進の組織体制（組織図・部署ごとの業務分担・配置人員数）について提案すること（様式第12号の2）。また、この提案には、本市、あいコムこうか及び民間電気通信事業者の3者間についてどのように連携を図っていくのか上記提案内容に含めること。

なお、本事項の提案は任意ではないため、必ず提案すること。

(3) あいコムこうかの将来収支シミュレーション

事業継続期間を通じて、事業仕様及び提案事項を踏まえた収支シミュレーションを事業の持続可能性が見込まれる資料として、令和9年度から令和28年度までの20年間におけるあいコムこうか将来収支シミュレーションについて提出すること（様式第12号の10にて指定する開示資料02-01-08「(株)あいコムこうかの将来収支シミュレーション（将来の設備更新計画を含む）」）。

なお、提出を求める将来収支シミュレーションは、開示資料02-01-08「(株)あいコムこうかの将来収支シミュレーション（将来の設備更新計画を含む）」のうちあいコムこうかが作成した将来収支シミュレーションを、様式にしたがって民間電気通信事業者が修正すること。

また、本事項の提案は任意ではないため、必ず作成すること。

10 モニタリング

事業仕様及び提案内容を安定的かつ継続的に実施することを確認するための考え方、具体的な内容及びその方法等に係る基本的事項については、「甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業に関するモニタリング計画書（案）」を参照すること。

—以上—